

平成 27 年 4 月吉日

各 位

中津市合併 10 周年記念

地域消費喚起プレミアム商品券発行事業

実行委員長 仲 浩

(公印省略)

地域消費喚起プレミアム商品券発行に伴う 取扱加盟店登録について（ご案内）

謹 啓

陽春の候、貴社におかれましては、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度実施いたしましたプレミアム商品券事業では、多くの事業所の登録をいただき、商品券購入者の購買意欲を喚起し、中津の商工業の活性化に寄与することができました。

今年度も中津市合併 10 周年という明るい話題を活用し、プレミアム率を昨年の 10% から 20% にアップして、地域消費喚起プレミアム商品券として事業を行うこととなりました。

本事業を成功させるためには、昨年度同様多くの事業者の方々のご支援とご協力が必要となります。

つきましては、下記の要領で、標記プレミアム商品券の取り扱い加盟店の登録手続きを行いますので、期日までにぜひともご登録いただきますようご案内致します。

謹 白

記

1) プレミアム商品券について

- ① 販売価格 1 セット 10,000 円（12,000 円分の商品券 **20%のプレミアム**）
・ 1,000 円券×12 枚（おつりはできません）・ 購入限度額：お一人様 10 万円
（中小店の専用券 6,000 円 + 大型店・中小店の共通券 6,000 円
中小店では、全ての券が使用できますが、大型店※注 1 では、共通券のみ使用が可能です。）
- ② 発行総額 9 億 6 千万円（販売総額 8 億円）
- ③ 販売開始 ・ 第 1 期 平成 27 年 7 月 4 日（土）～・ 第 2 期 同年 11 月 7 日（土）～
- ④ 販売場所 中津商工会議所、中津市しもげ商工会（本所・支所）
7 月 4・5 日、11 月 7・8 日のみ：大幡・今津コミュニティセンター
- ⑤ 使用期間 平成 27 年 7 月 4 日（土）～平成 28 年 1 月 31 日（日）
- ⑥ 換金期間 平成 27 年 7 月 9 日（木）～平成 28 年 2 月 15 日（月）午後 5 時

2) 取扱店募集内容

- ① 募集期間等 申込期限は、平成 27 年 5 月 15 日（金）までとします。
期限後も受け付けますが、締切までに申込がない場合は、加盟店リストに掲載できません。（別紙での対応及びHPへの掲載のみとなります）
- ② 登録方法 別紙登録申込書により登録をお願いします。※注 2
- ③ 対象事業所 中津市内で営業している事業所（本店・支店問わず）
- ④ 換金方法 取扱店が受け取った商品券は、「換金請求書」に使用済商品券を添え商工会議所又は商工会まで提出して下さい。後日振込いたします。※注 3
※商品券は、必ず切り離して提出して下さい。

※注 1 大型店とは、店舗売場面積が 3,000 m²超を有する小売店舗です。

※注 2 昨年度の登録店の方についても、あらためて登録が必要となります。登録のない店舗については換金の対応ができません。

※注 3 登録申込書に定める換金手数料を記載していますので、確認してください。

※ 問い合わせ先 中津商工会議所 商品券事務局 TEL 22-2250 FAX 22-1750

中津市合併10周年記念 地域消費喚起プレミアム商品券
取扱加盟店登録申請書

法人名 又は 個人事業所名	フリガナ
屋号 ※加盟店名簿に記載する名称をご記入ください。同一の場合は記入不要	フリガナ
会員区分	<input type="checkbox"/> 中津商工会議所 <input type="checkbox"/> 中津市しもげ商工会 <input type="checkbox"/> 非会員
代表者名	フリガナ
事業所所在地 (加盟店リスト登録用)	〒
連絡先 (加盟店リスト登録用)	電話 () - FAX () -
業種及び取扱い商品 (加盟店リスト登録用)	
商品券換金振込先 登録金融機関 ※指定取り扱い 金融機関に限る。	銀行 信用金庫 本店 / 支店 信用組合
	預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	店番 <input type="checkbox"/> 座番号 No.
	フリガナ <input type="checkbox"/> 座名義
※大規模小売店舗の方へ	店舗面積をご記入下さい。 _____ m ²

※申込書締め切りを平成27年5月15日(金)までとします。

※商品券の換金締め切りは平成28年2月15日(月)午後5時です。

※別紙注意事項をご確認・ご理解のうえ申込をお願いします。

※店舗リスト作成の都合上、本状にご記入の上、事前にFAXを送信下さい。

FAX送信後、中津商工会議所まで原本を郵送またはご持参下さい。

※登録事業所には後日必要書類をお届けいたします。

送付先 〒871-8510 中津市殿町1383-1 中津商工会議所 商品券事務局
電話22-2250 FAX22-1750

承諾書

地域消費喚起プレミアム商品券発行事業実行委員会が実施する商品券発行事業に賛同すると共に別紙記載の取扱店注意事項を遵守し、取扱い加盟店として申し込みの上、事業に協力することを承諾します。

また、この事業に係る経費の一部として、商品券換金時において、換金期限を守り、かつ商品券取扱高に応じた換金手数料を事業運営費として、商品券換金請求額から控除することに承諾します。

別紙注意事項を確認の上、同意します。(左記欄にチェックをしてください)

平成27年 月 日

事業所名または商店名 _____

代表者職氏名 _____ (印)

中津市合併10周年記念地域消費喚起プレミアム商品券 取扱登録店注意事項（制約）

1. プレミアム商品券取扱登録店として、登録店証を店頭に掲示してください。
2. 商品券の金額と同額の商品、サービスを提供してください。ただし、商品券表示金額以下の場合、つり銭は出しません。現金との引き換えは禁止します。
3. **不正防止の観点から、商品券には通し番号を付しております。登録店自らが商品券を購入し、その商品券を換金することは固く禁止されております。万一、不正に換金又は不正の疑いがある場合、詐欺罪等の容疑で関係機関に通知すると共に、厳正な措置をとらせて頂きます。**
4. 消費者使用の商品券の取扱登録店間の使い回しは禁止します。
5. 取扱登録店が商品券を金券ショップに持ち込む、又は、他の金券（ビール券・印紙切手等）を購入し、金券ショップに持ち込むことは禁止します。
6. 取扱登録店にて発生した事故（盗難・紛失・著しい劣化）は、その取扱登録店の責とします。
7. 大型店の登録店舗は、大型店で使えない商品券（中小店の専用券）がありますので注意して下さい。（※大型店とは 店舗売場面積 3,000 m²超を有する店舗です。）
8. 換金手数料は、各換金期間（A：15日締めめの25日払・B：月末締めめの翌月10日払）の換金総額（累計額）に応じ、各事業所の条件に応じた下記の換金手数料を負担し、換金請求額から控除します。また、同一の支払日に複数回の換金がある場合は、振込をまとめていただきます。

◎換金手数料の計算について

各換金期間（A・B）における換金総額が次に規定する額に該当する場合は、次に定める換金手数料とする。

①商工会議所または商工会の会員事業所について

基準換金手数料は1回の換金につき1.0%とする

※30万円以下の時・・・・・・・・・・免 除します

※30万円を超え100万円以下の金額・・・・・・・・1.0%

※100万円を超える金額（超過額に付き）・・・・1.5%

②商工会議所または商工会の非会員事業所について（注）

基準換金手数料は1回の換金につき2.0%とする

※100万円以下の金額・・・・・・・・・・2.0%

※100万円を超える金額（超過額に付き）・・・・2.5%

注：②の非会員が①の会員となろうとする時は、事業所の所在地の属する商工会議所、または商工会に会員加入の申請をしてください。

9. 換金申請締切は**平成28年2月15日（月）午後5時**です。それ以後の換金申請はいかなる場合も受付できませんので注意して下さい。
10. お客様の登録店での使用期間は、**平成27年7月4日（土）～平成28年1月31日（日）**までです。
11. 商品券の種類は下記の2種類とし、①の中小店専用券は大型店では使用・換金できません。
①中小店専用券（6,000円）＋②大型店・中小店共通券（6,000円）
12. 公共料金の支払いなど、使用できない商品については各店舗にて表示してください。

商品券の換金について

換金申請書に登録証と使用済商品券を添えて商工会議所又は商工会本所・支所へご持参下さい。
持参の際、商品券は必ず切り離してください。

換 金 期 間 平成27年7月9日（木）～平成28年2月15日（月）午後5時
（土・日・祝祭日及び夏季休暇・年末年始の休暇を除く）

換 金 方 法 下記指定日に振入いたします。
（15日締⇒25日支払 月末締⇒翌月10日支払・休日の場合は翌営業日）

- 登録店の変更等がございましたら、商工会議所・商工会までご連絡をお願いします。
- 商品券を受け取る際は、見本券を参照し間違いがないか確認してください。
- 上記の制約に違反すると認められた場合、登録を解除する場合があります。